



羽の情報便

生命保険料控除の改組



生命保険料が改組され、下記1から3までによる各保険料控除の合計適用限度額が12万円とされました。

1. 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

- (1) 平成24年1月1日以後に締結した新契約のうち介護医療保険料について、介護医療保険料控除として、適用限度額4万円が設けられました。
- (2) 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、其々4万円とされました。
- (3) 上記(1)及び(2)の各保険料控除の控除額の計算は次の通りとされました。

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

2. 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成23年12月31日以前に締結した旧契約については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、其々5万円のままです。控除額の計算は次の通りです。

年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

3. 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方について、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記1-(2)及び2にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、其々次に掲げる金額の合計額(上限4万円)とされました。

- (1) 新契約の支払保険料等につき、上記1-(3)の計算式により計算した金額
- (2) 旧契約の支払保険料等につき、上記2の計算式により計算した金額

適用時期については、平成24年分以後の所得税について適用されます。(平成22年改正法)

当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

今回会社設立をきっかけに、法人名義で車を購入しました。その時、色々な名目で支払いをしましたが、どうやって会計処理したらいいのでしょうか？

気をつけなくてはいけないのが、資産計上するか費用計上するかだけです。では資産の取得価額とは何でしょうか？購入した減価償却資産の取得価額は、購入代価+事業に使用するために直接要した費用+購入のために要した費用(引取運賃、荷役費、保険料、購入手数料、関税等)です。また減価償却資産の取得に関連して支出した費用でも、取得価額に算入しないことができるものもあります。要は法人の自由ということですね。では、車を購入した場合、資産計上しても費用計上しても、どっちでもいいもの(実務上は費用処理するほうが多いです)は、①自動車取得税②車両登録費用③車庫証明費用です。費用計上するものは、①自動車重量税②自動車税③自賠責保険の保険料④任意保険の保険料です。資産計上するものは、購入時に車両に取付けるオプション費用(カーナビ等)です。また注意すべきは、リサイクル費用です。車を購入するときには、リサイクル費用という名目での支出もあります。リサイクル費用の内訳は、次の通りです。①シユレツダースト料金②エアバッグ類料金③フロソ類料金④情報管理料金⑤資金管理料金の中で、①②④の処理方法としては、廃棄まで資金管理法人(財)自動車リサイクル促進センターで管理されるので、リサイクル預託金や長期前払費用として資産勘定に計上します。⑤の処理方法においては、支払い時点で「支払手数料」等の科目で費用計上します。

税金まめ知識 (第59回) 保険金にかかる税金

死亡保険金を受け取った時にかかる税金の違い

被保険者が生命保険に加入していた場合、被保険者が死亡すると保険会社から保険金を受け取ることができます。この保険金には、加入していた保険の保険料負担者や受取人によって、発生する税金の種類が異なります。

契約形態による死亡保険金の課税の種類

保険料負担者	被保険者	保険金受取人	かかる税金の種類
A	A	B	相続税
B	A	B	所得税
B	A	C	贈与税

■相続税の場合

500万円 × 法定相続人数 = 死亡保険金

例えば法定相続人が妻と子供3人の場合、2,000万円までは税金はかかりません。それを超える部分の金額が相続税の対象となります。

■所得税の場合

(受取保険金 - 払込保険料総額 - 50万円) × 1/2 = 一時所得金額

一時所得として課税され、受取保険金額から支払った保険料の総額を差し引き、更にそこから一時所得の特別控除50万円を差し引いた金額の2分の1が、他の所得と合算されて課税されることとなります。

■贈与税の場合

受取保険金 - 110万円 = 贈与税対象

受取保険金から基礎控除110万円を差し引いた金額が課税対象となります。贈与税は最も税率が高くなっていますので、贈与税扱いになる契約は極力避けた方が良いでしょう。



5月の税務カレンダー

5月10日(木)

4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

5月16日(水)

特別農業所得者の承認申請



5月31日(木)

3月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>

9月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

税金用語のお勉強(10)

~なんだか難しい税金用語の意味わかりますか?~

「総合課税・分離課税」って何?

「総合課税」は、所得税など別種の所得を合算した合計額に税率を掛けて課税する方式です。また、「分離課税」は、個別の所得にそれぞれ税率を掛けて課税する方式で、確定申告で納税する「申告分離課税」と源泉徴収される「源泉分離課税」に大別されます。

「ストックオプション課税」って何?

ストックオプション(あらかじめ決められた行使価額で一定期間に一定数の自社株式を買い取ることができる権利)に対する課税のことをこう呼びます。現在は権利行使時には非課税で(一定の条件はあります)、実際にその株式を売却したときに譲渡所得として分離課税されます。



ちょっとコーヒーブレイク! 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき(33)

似ているけれど・・・違いは何?



■「日食」と「月食」

「日食」とは、太陽と月と地球が一直線に並ぶ新月の時に起きる現象で、地球と太陽の間に月が入って、月が太陽を隠す現象です。また、「月食」とは、満月の時に起きる現象で、月と太陽の間に地球が入って、地球の影で月が光らなくなる現象をいいます。

■「サイクロン」と「ハリケーン」と「タイフーン」

「サイクロン」は、インド洋、南太平洋、に発生する熱帯低気圧。「ハリケーン」は、太平洋(赤道以北、日付変更線以東)、大西洋、に発生する熱帯低気圧。そしてお馴染みの「タイフーン(台風)」は、東アジア周辺の太平洋(赤道以北、日付変更線以西)に発生する熱帯低気圧です。

■「怖い」と「恐い」

「怖い」は、自分の気持ちの上で怖いことを言います。「恐い」は、その対象物(または人)自体が他人を恐がらせるような特徴を持っていることを言います。



今月のコラム

今月はいろいろな意味で大自然や宇宙の素晴らしさと恐さを思い知る一ヶ月でした。先日の金環日食はご覧になりましたでしょうか？ 私は通勤途中でしたが、雲の切れ間から確かに太陽と月が重なり丸い環になっているのを見ることができました。この時ばかりは、子供も大人も関係なく、街中の人たちが空を見上げていました。

またその逆で、茨城県と栃木県で発生した竜巻は、大自然がもたらしたとても恐ろしい出来事でした。ニュースで見た光景は、屋根やガラスが吹き飛び、電信柱がなぎ倒されており、自然界の猛威を痛感しました。この竜巻という現象の発生メカニズムは、未だはつきりと解明されていないそうです。

海外では、トルネードと呼ばれていて、積乱雲などに伴って発生する自然気象現象の一つで、地域的にはアメリカでの発生率が八割と非常に高く、全世界で年間千個も発生しているそうです。いままで竜巻はアメリカなど海外のことで身近に考えていませんでしたが、季節の変わり目や積乱雲が発生しているようなときは十分注意して行動したいものです。そろそろ梅雨の季節になりますが、食中毒や体調には十分注意してお仕事を頑張っていきましょう。



会計経理事務コストを大幅カット！

— 記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします —

◆ 記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆ 伝票貼付サービス料金

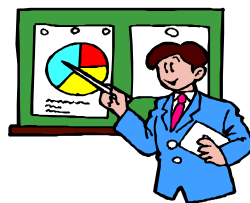
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



体調にきをつけて
仕事を頑張りましょう！

